



©2001 スタジオジブリ

# 国勢調査 2015 にご協力ください

## パソコン・スマートフォンでも手軽に回答できます

国勢調査は5年に1度、日本に住むすべての人と世帯を対象に、人口や世帯の実態を明らかにするために実施する国の最も重要な統計調査です。調査の結果は、国や自治体のほか、学術・教育機関、企業などの幅広い分野で活用されます。

回答方法は、郵送提出、調査員への手渡し、パソコンやスマートフォンでのインターネット回答の3通りから選択できます。今回はインターネット回答を推進するため、先行してインターネット回答期間を設け、期間中に回答のなかった世帯にのみ後日、紙の調査票を配布します。みなさんの協力をお願いします。

☎三鷹市国勢調査実施本部(企画経営課統計係) ☎内線2117

※調査票は厳重な管理のもとで輸送・保管し、統計の目的以外に使用することはありません。集計完了後は溶解処理し、再生紙に生まれ変わります。

※調査結果は平成28年2月以降、総務省統計局のホームページで順次公表します。

## 日本国内で生活するすべての人が調査の対象です

生まれたばかりの赤ちゃんや、3カ月以上日本に住む外国籍の方も対象です。また、一人暮らしの学生や、三鷹市に住民票の届け出をしていない方も対象に含まれます。

## 国勢調査についての不明点はコールセンターへ

◆三鷹市国勢調査コールセンター ☎49-3601

☎9月10日(木)～10月23日(金)午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日を含む)

◆総務省国勢調査コールセンター

(ナビダイヤル) ☎0570-07-2015・(IP電話の場合) ☎03-4330-2015

☎10月31日(土)までの午前8時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

◆東京都国勢調査外国人相談窓口

英語 ☎03-5320-7892(月・水～金曜日)

中国語 ☎03-5320-7893(月・木曜日)

ハングル ☎03-5320-7894(火・金曜日)

☎9月10日(木)～10月16日(金)平日午前9時30分～午後5時

(正午～午後1時、9月14日(月)を除く)

※英語は10月3日(土)・4日(日)、中国語は3日、ハングルは4日も開設。



## 国勢調査の流れ

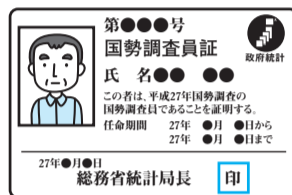
※回答は10月1日(木)現在の状況を記入してください。

### ① 9月10日(木)からインターネット回答の利用案内をお届けします

国勢調査員がみなさんの自宅に伺い、インターネット回答の操作ガイドと世帯ごとのID・パスワードを配布します。

#### ◆国勢調査員とは

- 総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。
- 統計法による守秘義務が課せられており、調査で知った情報を漏らすことはありません。
- 調査員証・腕章を身に着け、国勢調査のロゴが付いた手提げ袋を持っています。



### ② インターネット回答期間は9月20日(日)まで

お配りした操作ガイドに従って、パソコンまたはスマートフォンで回答してください。



### ③ 9月26日(土)から紙の調査票を配布します

インターネット回答のなかった世帯には9月26日(土)以降に国勢調査員が伺い、調査票と郵送提出用封筒を配布しますので、漏れなく正確に記入してください。

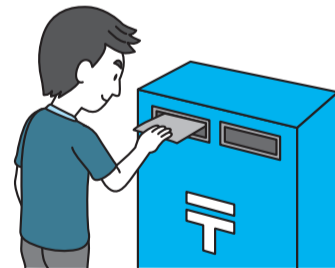


### ④ 郵送で10月7日(水)までに提出してください

「郵送提出用封筒」に記入済みの調査票を入れて封を閉じ、郵便ポストへ投函してください(切手不要)。

#### ◆調査員への手渡しもできます

希望者には調査員による回収も行っています。10月1日(木)以降に調査員が改めて自宅へ伺い、調査票を受け取ります。



## 市長コラム

### 個人番号の通知カードを大切に

三鷹市長

清原慶子

10月5日以降、個人番号(マイナンバー)を通知する「通知カード」が世帯ごとに簡易書留で届きます。この個人番号というのは、国民一人に一つずつ付けられる12桁の番号です。

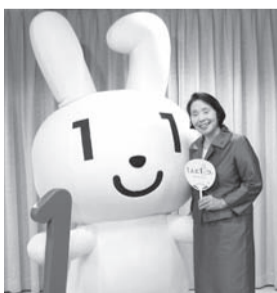
個人番号は、第一に、介護保険、健康保険、児童手当、生活保護など、社会保障のサービスの手続き等に使用される番号です。第二には、税務署の確定申告をはじめとする税に関する手続きに必ず必要となります。会社にお勤めの方は、所得税の源泉徴収の手続き等のために、ご自分の番号と共に扶養家族の番号を届け出ることになります。第三には、災害時・緊急時の私たちの暮らしを支える制度などに使用されるものです。

そこで、皆様には、個人番号を通知する「通知カード」が届きましたら、絶対に無くさないで大切に保管してください。12桁の番号は公的手続き以外には不用意に他人には知らせないでください。そして、先の三つの用途など、必要に応じて適切に使用してください。個人番号は国民の権利を保障するための大切な番号となります。

そして、来年の1月から市役所では、今後、本人確認書類としての利用や公的な手続き等のさまざまな目的に利用できる「個人番号カード」の交付が始まります。その個人番号カードの申請書類も通知カードに同封されていますので、説明書類を参考に必要事項を記入し、写真を貼付して、同封の封筒に入れて送ってください。なお、どうしてもやむを得ないご事情により住所地でお受け取りになることが出来ない方は、ご遠慮なく市役所1階の市民課総合窓口でご相談ください。

先日、マイナンバーの広報キャラクターである「マイナちゃん」が三鷹市役所に来てくれました(写真)。マイナンバー制度については、これから引き続き皆様にご意義や内容を正しくお伝えしたいと思っています。今後も「広報みたか」ではマイナンバー制度に関するお知らせを連載していきますので、どうぞ注目ください。

最後にもう一度お願いします。10月以降、「通知カード」がお手元に届きましたら、絶対に無くさないでください。



マイナンバーの広報キャラクター「マイナちゃん」とともに

## 市長のひとことコーナー

ケーブルテレビの広報番組「みる・みる・三鷹」では「市長のひとことコーナー」を放送しています(放送時間は12面参照)。